

号
外

千代田区報

出張所特集

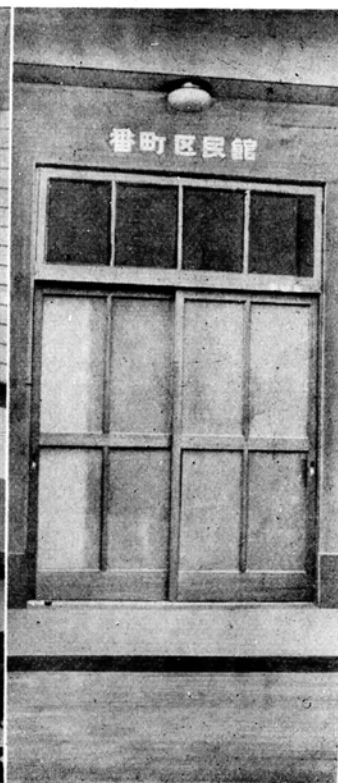
昭和31年2月27日

千代田区役所

発行

九段33局 0151
8531

号 外



番町出張所

所在地 一番町二五番地

電話九段局 〇九五番

〔分室〕丸ノ内三丁目一番地 麹町保健所内

電話和田倉 〇一、〇一内線二、八九四

世帯数 五、七二五世帯

人口 男 一、五九三
女 一、〇九三
計 二、六八六

管轄区域

霞ヶ関一(偶数)、二(偶数)、三丁目(偶数)
三年町 永田町一、二丁目、隼町 平河町一、二丁目
麹町一、二、三、四、五、六丁目 紀尾井町
一番町 二番町 三番町 四番町 五番町 六番町



〔分室〕

丸ノ内一、二、三丁目 大手町一(中央气象台を除く)、二丁目 内幸町一、二丁目 有楽町一、二丁目 日比谷公園 元千代田町 宝田町 祝田町 霞ヶ関一(奇数)、二丁目(奇数)

住民登録関係の異動の届出には「認印」を持参して下さい。諸届出用紙は窓口に準備してあります。

配給関係のいろいろの届には、かならず「米の通帳」と「認印」を持参して下さい。

「醫師の診断書」と「米の通
を窓口へ
主婦の特配
母子手帳」と「米の通帳」
窓口へ

米の通帳」を窓口へ
毛箱核患者の特配
医師の診断書」と「米の通
を窓口へ

「を窓口へ
農券の交付
木の通帳」を窓口へ
毛結核患者の特配

「通帳が紛失したとき」所轄の支署からの「紛失届受理証書」を窓口へ

死亡のときⅡ「米の通帳」
急口へ

主・死亡の届を区役所へ出
たのちに
山生のとときⅡ 「母子手帳」
「米の通帳」

入の受付⇒前住地からの転居証明書を持参のこと。
山証明書の交付⇒転出のときは「証明手数料」を「五十納入して下さい。

届出用紙はすべて窓口に準備してあります。

印鑑に關する御用のおときはすべて本人自身でおいで下さい。

◆印鑑届
保証人として当区に印鑑届をしている人

保証人として当区に
印鑑届をしている人

①旧印があるときは 新旧両印が必要。

◆畜犬登録
犬を飼つたときは登録すること。

印を紛失したときは、印
と同等の連署が必要。
証明
の手数料一枚三十円。
印を紛失の場合はすぐ届出
る。
区税については納期内は
出張所で取扱いますから
出張所へお納め下さい。
納期後は区役所へお納め
下さい。
納期は次のとおり。

◆ 畜犬登録

鑑札又は標識を紛失したときは左の料金を納めて再交付を受けること。

所の拡充を図るため、先ず出張所庁舎の一斉増改築を実施

設置について

認と葬の火可
 死亡届と同時に火(葬)
 葬認可申請書を提出し設
 可証の交付を受けるので
 すが緊急の場合は便宜出
 張所でも取扱います
 なお都で指定した葬儀
 取扱店の利用を希望する方は区
 役所戸籍課本籍係へ申出て下さ
 い。

区民相談所

区役所で扱っていることや、日常の生活に關し皆様の身近なこと（例えばは秋のこと、清掃のこと等）について御申談に応じますから御利用下さい。

諸証明の手教科一覽

使用料

地域団体、その他の公共的団体が使用するときは、使用料を減免することもあります。

使用時間	使用料	備考
二時間以内	三〇〇	夜間の使用について上記金額の五割を加算する。
二時間を超え四時間以内	六〇〇	
四時間を超え六時間以内	八〇〇	
六時間を超え八時間以内	一、〇〇〇	
八時間を超えるもの	一、二〇〇	